

給付対象者

平成21年2月1日現在、次の要件のいずれかに該当する人が対象となります。

- (1)住民基本台帳に記録されている人
- (2)外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者および短期滞在の在留資格で在留する人を除く)

※世帯主が基準日以降に転出・転居された場合は、異動先に申請書を郵送します。

【受給権者】

- (1)住民基本台帳に記録されている人については、その人の属する世帯の世帯主
- (2)外国人登録原票に登録されている人で給付対象者の要件に該当する人については、その人自身

土曜日・日曜日・夜間の申請受付を行いません

平日および昼間に都合がつかない場合は、次のとおり土曜日、日曜日、夜間に申請や相談の受付を行いませんのでご利用ください。

【土曜日・日曜日の申請受付】

日時	4月25日(土)、午前8時30分～午後5時15分 4月26日(日)、午前8時30分～午後5時15分 5月10日(日)、午前8時30分～午後5時15分
場所	役場1階 町民ホール

【夜間の申請受付】

日時	4月20日(月)～5月1日(金)(土・日・祝祭日を除く)、 午後5時30分～7時30分
場所	役場3階 301会議室

※夜間申請の場合、役場出入口は北西の通用口からエレベータを利用し、3階にお越しください。

給付対象者一人当たりの給付額

★12,000円 ★20,000円※
※(65歳以上および18歳以下の人)

今回の定額給付金における18歳以下とは、平成2年2月2日以降に出生した人です。

また、65歳以上とは昭和19年2月2日以前に出生した人です。

給付方法について

- 定額給付金の給付方法は、原則として口座振り込みとなります。
- ◆振り込みは申請受付順に5月中旬より開始予定です(準備が整いしだい振り込みます)。
 - ◆ゆうちょ銀行口座を指定された場合、他の金融機関(銀行、農協等)より振込が遅れる場合があります。これはゆうちょ銀行側での事務処理に時間がかかるためです。
 - ◆口座振り込みを優先して事務処理を行いません。その後、口座を持たない方などに対して申請窓口での現金支給を行いません。ご理解をお願いします。
 - ◆振込日や現金支給日については、皆さまが申請された後日、別途に通知します。

定額給付金が支給されます

申請書を4月中旬(15日)を予定に郵送します

定額給付金は、景気が後退している状況が続いている中、町民の皆さまへの生活支援を行なうとともに、地域の経済に役立てるためのものです。申請書の郵送は、4月15日を予定しておりますが、準備が整いしだい郵送します。

定額給付金問合せ専用電話番号

☎35-0711

(4月1日～7月31日)

問合せ…総合政策課定額給付金担当

[☎35-1238(直)]



定額給付金

申請に必要な書類

定額給付金を申請するためには次の3種類の書類提出が必要です。町から4月中旬(15日を予定)に世帯主および外国人の方あてに申請書等をお送りしますので、次の3種類の書類を同封の返信用封筒に入れ、返り返してください。

①申請書

②振込口座の通帳(通帳の表紙を1枚めくったページ)の写し(コピー)やキャッシュカードの写し(コピー)

受取口座が町の税金および水道料金の引き落としや払い込みに利用されている場合は、申請書の該当する項目にチェックしていただければ、通帳の写し(コピー)は必要ありません。

長期間使用していない口座は、金融機関で口座を閉鎖して振り込みできない場合もありますので、平素からご利用している口座で申請してください。また、海外で開設した金融機関の口座では受け取りできません。

③本人確認書類の写し(コピー)

本人確認の書類の写し(コピー)は、1種類で済むものと2種類必要なものがあります。詳しくは、次のとおりです。外国人の方の本人確認書類は、外国人登録証明書の両面の写し(コピー)となります。

写し(コピー)が1種類で
本人確認ができるもの

【例】

・運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード、旅券、無線従事者免許証、電気工事士免状、猟銃・空気銃所持許可証、住宅建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳等

写し(コピー)が2種類必要なもの

【例】

・写真添付のない住民基本台帳カード
・国民健康保険、健康保険、船員保険または介護保険の被保険者証
・共済組合員証
・国民年金手帳
・国民年金、厚生年金保健または船員保険の年金証書
・共済年金または恩給の証書等

通帳の写し(コピー)とは…

通帳の表紙を1枚めくったページをコピーしてください

金融機関用

ゆうちょ銀行用

店番号	口座番号
123	1234567
カミサト タロウ 様	
株式会社	
〇〇〇銀行	支店名 〇〇〇支店

※表紙の写しではありません。

記号	番号
12345	12345678
おなまえ	
カミサト タロウ 様	
おところ(郵便番号123-4567)	
上里町大字〇〇〇番地	
ゆうちょ銀行	

※表紙の写しではありません。

記号	番号	原簿所管庁
12345	12345678	〇〇〇貯金事務センター
おなまえ		
カミサト タロウ 様		
おところ(郵便番号123-4567)		
上里町大字〇〇〇番地		

申請方法と申請期間(できる限り郵送申請をお願いします)

【申請方法】

申請は必要書類を上里町役場あて同封の返信用封筒で郵送、または直接窓口へお持ちになって、手続きしていただくことになります。金融機関に口座をお持ちでない方は、申請書に必要事項を記入の上、窓口で申請してください。

【申請期間】 4月17日(金)~10月19日(月)まで (当日消印有効)

※この期間を過ぎると申請ができなくなります。

【申請窓口】 役場3階 301会議室 ※ご不明な点についての相談もお受けします。

定額給付金

世帯主が亡くなられた場合

基準日以降に世帯主が亡くなられた場合は、新たに当該世帯の世帯主となった方が申請を行なうこととなります。

なお、一人世帯の世帯主が亡くなられた場合は、受給できません。

代理による申請

世帯主がどうしても申請できない場合は、世帯主に代わって、次のいずれかの方が申請できます。その場合、代理人の本人確認書類が必要になります。

1. その世帯主の方と同じ世帯の世帯構成者
2. 基準日現在で世帯主の方と同一の場所を居住地とし、かつ、生計をともにされていた外国人の方
3. 世帯主の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人)の方
4. 民生委員、正区長、副区長、世帯主の方の親類その他平素から世帯主ご本人の身の回りの世話をしている方で、町長が特に認める方
5. 単身世帯で、老人福祉施設、児童養護施設・乳児院および知的・精神障害者施設に入所している方は、施設職員による代理が可能です。

日本に居住する外国人の方へ

定額給付金は平成21年2月1日現在で外国人登録をしていた市町村から支給されます。基準日以前に上里町に転居していても居住地の変更登録申請を2月1日以降に行なった方は、前居住地での支給となります。

給付金の申請期間中に在留期間が経過する方は、在留資格・期間を更新し、外国人登録の届出を行なってから定額給付金を申請してください。平成21年2月1日～10月19日までに在留期間が経過する方は、窓口で申請くださるようお願いします。

なお、対象者が乳幼児や未成年の場合には、親権者が代理で申請してください。

また、定額給付金を受け取る際の本人確認は、外国人登録証明書で行ないます。写し(コピー)を添付するときには証明書の両面をコピーしてください。

プレミアム付商品券を 発売!

定額給付金の支給に合わせ、地域経済と商業の活性化を図る目的で、上里町商工会では10%のプレミアム付商品券の発売を計画しています。詳細については広報5月号等でお知らせします。

問合せ…上里町商工会[☎33-0520]

産業振興課[☎35-1232(直)]



定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」にご注意ください

ご自宅や職場などに市区町村や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、総合政策課[☎35-1238]や本庄警察署[☎22-0110]または警察総合相談センター[☎#9110]にご連絡ください。

子育て応援特別手当が支給されます

子育て応援特別手当は、国の「生活対策」の一環で、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮するために、今回に限り支給されます。

定額給付金とは別に支給されます。

支給の対象となる子

- 基準日(平成21年2月1日)に上里町に住所を有する小学校就学前3年間に該当する第2子以降の子(図1参照)
- 上里町の住民基本台帳に記録されている子
- 外国人登録原票に登録されている子(不法滞在者および短期滞在の在留資格で在留する子を除く)

- ※ 同一世帯内で18歳以下の子すべてを年齢順に上から第1子、第2子と数えます。
- ※ 世帯内で他の市町村に別居する18歳以下の子どもがい

問合せ
福祉こども課こども青少年係
[☎35-1236(直)]

る場合は、町では把握が
出来ないため該当しても
申請書が送付できません。
このような場合はお
問い合わせください。

支給の対象とならない子

- 6歳から18歳の子(子ども
の数には含めませんが支給
の対象とはなりません。)
- 就学前3年の子で第1子
の子(図1参照)
- 0歳~2歳の子(児童手
当制度で、10,000円
が支給されているため)

支給について

● 支給額：対象となる子ど
も一人につき

36,000円

● 支給方法：口座振込(ゆ
うちよ銀行はご利用でき
ません。)

● 支給時期：申請期間中、

毎月末までに申請された
方へ翌月の15日を目安に
振り込みます。(4月申請
分は準備が整いしだい振
り込みます。)

申請者(受給者対象者)となる方

● 住民基本台帳上で該当す
る子どもと同居している
世帯の世帯主

※ 祖父母等が世帯主の場合

は該当する子どもの親か
否かにかかわらず、祖父
母等が申請者となりま
す。(児童手当とは異なり
ますのでご注意ください。)

※ 世帯主が申請を行うこと

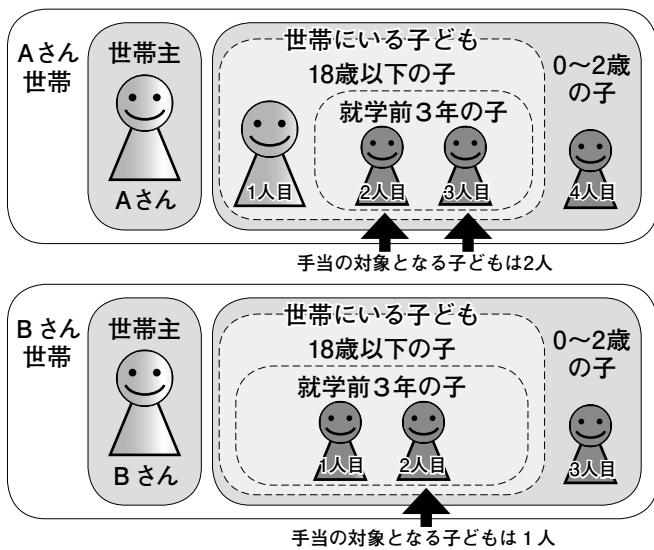
が出来ない場合(死亡、病
気、その他の要件)は、同
一世帯内の世帯構成者が
申請を行なうことになり
ます。詳しくはお問い合
わせください。

申請の方法

該当する世帯主へ申請書
を郵送します。申請書に記載
された内容を確認し、間違い
の無い場合は関係書類のコ
ピーを添付して、同封の封筒
で返送してください。

なお、郵送が不安な方や、
疑問な点がある方は、窓口
までお越しください。

図1 子育て応援特別手当 (Aさん、Bさんの場合)



Aさんへの子育て
応援特別手当
3.6万円×2人=
7.2万円

Bさんへの子育て
応援特別手当
3.6万円×1人=
3.6万円

● 申請できる期間
4月17日(金)~10月19日(月)
の6ヶ月間(郵送の場合)

● 申請書は、準備が整いし
だい発送します。

※ 申請書や関係書類は申請
書に同封される注意書を
参照のうえ作成してくだ
さい。

は当日消印有効)
※ 期間終了後は申請を辞退
したものとみなされ、その
後の申請は受け付けでき
ませんので、忘れずに早め
の申請をお願いします。

※ ご不明な点は、福祉こど
も課こども青少年係まで
お問い合わせください。

子どもの年齢を判断する生年月日

18歳以下の子	就学前3年の子	0歳~2歳の子
平成2年4月2日~ 平成17年4月1日生まれ	平成14年4月2日~ 平成17年4月1日生まれ	平成17年4月2日 以降の生まれ